

令和8年度（令和9年4月1日採用）

酒田市職員アルムナイ（離職者対象）採用選考実施要項

1 アルムナイ採用について

アルムナイ採用とは、本市を育児・介護・転職等により退職した者を再度採用し、即戦力となる有為な人材を確保することを目的とした制度です。

2 募集職種及び職位

(1) 職種

行政、行政(福祉)、土木、電気、建築、保健師、保育士、栄養士、技能労務職

(2) 職位

部長級、課長級、課長補佐級、主査級、係長級、主任級、主事級

3 受験資格

次の(1)から(6)までのすべてを満たす方

- (1) 酒田市の任期の定めのない一般職職員として、応募する職種と同一の職種で勤務した期間が通算3年以上ある方(育児休業、休職その他の休業期間を除く)
 - (2) 応募する職位と同等以上の職位に任用されていた方
 - (3) 昭和42(1967)年4月2日以降に生まれた方
 - (4) 本市を平成28(2016)年4月1日以降に退職した方(勸奨退職制度により酒田市を退職した方を除く。)
 - (5) 申込日現在、酒田市職員でない方(ただし、任期付職員、臨時的任用職員または会計年度任用職員として本市に勤務しており、採用予定日の前日までに任期が満了する方は受験可能です。)
 - (6) 次のア、イのいずれにも該当しない方
 - ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 酒田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - イ 行政、行政(福祉)、保健師、保育士又は栄養士の試験区分を受験する方で、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号)第2条第7項に規定する特定性犯罪の前科がある方
- ※ 上記イの試験区分においては、後日特定性犯罪の前科の有無について確認を行います。

4 採用予定人数

若干名

5 採用時期

令和9年4月1日を原則とし、最終合格後、合格者と調整の上、採用日を決定します。

6 選考日程

区分	月日
1次選考(書類選考)	9月上旬
1次選考合格発表	9月中旬
2次選考	9月下旬頃
2次選考合格発表	10月上旬頃

※ 選考日程は、変更する場合があります。最新の情報は酒田市ホームページをご確認ください。

7 応募手続き

受付期間	8月3日(月)～8月28日(金)午後5時
申込方法	酒田市ホームページ内「職員採用試験」の「酒田市職員アルムナイ採用試験」ページより、「酒田市職員アルムナイ採用選考申込書」をダウンロードしてください。 申込書に必要事項を入力し、顔写真データを貼付の上、人事課メールアドレス(jinji@city.sakata.lg.jp)宛てにメールでご提出ください。 【受付完了通知について】 申込完了後、送信元アドレスに完了通知メールが届きます。1週間経ってもメールが届かない場合は、人事課(0234-26-5703)へご連絡ください。
注意事項	・ 申し込みが完了したものについては、酒田市から修正等をお願いする場合を除き、内容を変更することはできません。 ・ 申し込みが完了したものでも、入力内容等に不備がある場合は、受理できない場合があります。

8 選考内容

(1) 1次選考(書類選考)

メールで提出された申込書等の内容を基に選考を行います。

(2) 2次選考(面接)

原則として、対面による面接を実施します。2次選考の日程は、1次選考の合格者に個別に連絡します。

9 注意事項

- (1) 応募資格の有無、申込書記載事項の真偽等について審査を行います。記載内容に虚偽があった場合、不正行為が明らかになった場合、その他採用するにふさわしくない非違行為等があった場合には採用されません。
- (2) 採用時に、心身の故障により職務の遂行に支障をきたすこと、またはこれに堪えないと認められるときは、採用を取り消す場合があります。
- (3) 保育士の受験者は、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)を活用します。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として週38時間45分(1日7時間45分)

(2) 給与

給料月額は、かつて酒田市職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

手当は、期末・勤勉手当のほか、時間外勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

(3) 休暇

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、各種休暇制度が利用できます。

(4) 昇任制度

昇任試験・選考の在職期間の計算にあたっては、原則として、かつて酒田市職員であった際の職位及び在職期間を通算します(停職期間等は通算されません)。

お問合せ先

酒田市 総務部 人事課

〒998-8540山形県酒田市本町二丁目2番45号

TEL:0234(26)5703 メール:jinji@city.sakata.lg.jp